R5.4.1

介護職員等特定処遇改善加算について

１．加算の取得状況

事業所名	加算の種類
特別養護老人ホーム　淑徳共生苑 淑徳共生苑　短期入所生活介護事業所 淑徳共生苑　通所介護事業所 淑徳共生苑　認知症対応型通所事業所	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

２．取得年月日

令和元年 10 月～

３．職場環境等要件

項目	内容
入職促進に向けた取り組み	・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ・職場体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	・タブレット端末やインカム等のＩＣＴ活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

４．支給方法

経験、技能のある介護職員の確保を目的とし、加算は主に資格や役職に関わるものとする。

① 経験・技能のある介護職員　最大 14,000 円/月

② 他の介護職員（介護福祉士）最大 9,500 円/月

③ 他の介護職員　最大 5,000 円/月

上記①～③とは別に、役職者については最大 10,000 円/月加算、早番・遅番対応者については最大 5,000 円を支給する。

※ 非常勤職員は勤務時間数換算し支給する。

※ 介護報酬の加算の残額が生じた場合は、その他の職種（年収 440 万円以下）　も含め、法人への貢献度又は勤務時間数に応じて賞与又は一時金として支給する。

※ 上記改善額に伴う社会保険料事業主負担の増加分を算入する。

※ 月々の支給額は業績により変動する。